

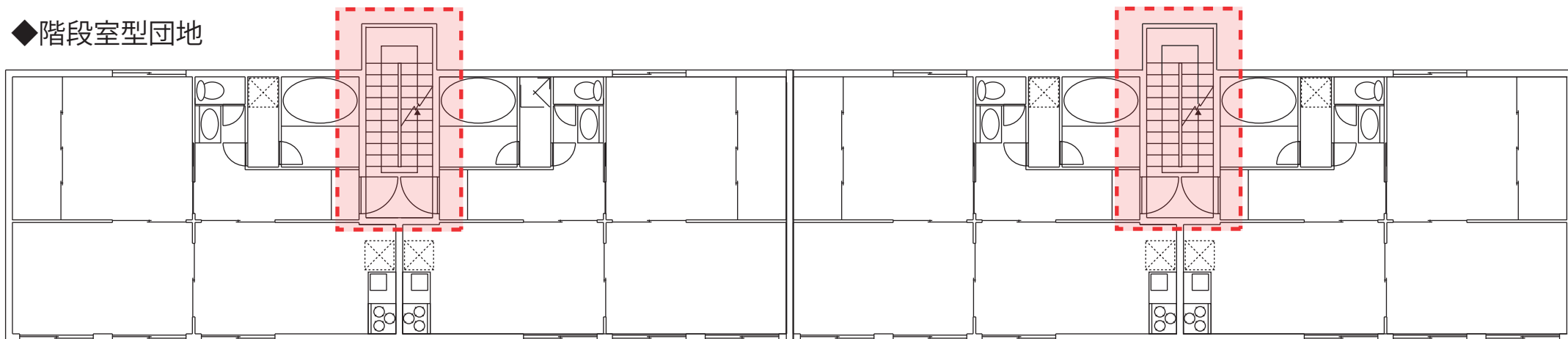
## ◆階段室型団地とは

1981年（昭和56年）5月31日以前に着工した住宅についてはリノベーション後、新耐震基準を満たす必要があります。しかし、**階段室型団地（5階建て以下の団地）**の場合は、改修後に新耐震基準を満たすものとして取り扱います。

階段室型団地とは、**エレベーターのない5階建以下の鉄筋コンクリート造の各住戸が階段室に直接面している団地**です。補助申請の際、「対象住宅の登記記録全部事項証明書」と「団地の平面図」を提出してください。

### 【図面 例】

#### ◆階段室型団地



#### ◆対象とはならない

